

長岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和7年2月3日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

1 監査の対象

総務部 行政管理課
 コンプライアンス課
危機管理防災本部
地域振興戦略部 寺泊支所

2 監査の範囲

令和6年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況
（委託料及び補助金については、令和5年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和6年10月3日から10月23日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
行政管理課	適正に処理されてきました。
コンプライアンス課	適正に処理されてきました。
危機管理防災本部	適正に処理されてきました。
寺泊支所	<p>《指摘事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収における不適切な処理について <p>寺泊コミュニティセンターの窓口において、利用者から料金を徴収してコピーサービスを提供しているが、このサービスに係る取扱い方針を定めておらず、現金取扱員の指定がないまま料金を徴収し、領収書を交付していなかったもの。また、その料金を1か月分まとめて金庫に保管し、入金していたもの</p> <p>必要な措置を講じ、適正な事務事業の執行に努めてください。</p> <p>《意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寺泊地域のコミュニティ団体への支援について <p>寺泊コミュニティセンターは、住民同士の交流や地域への思いと理解の醸成を図ることを目的に、地域活動を行う拠点施設である。</p> <p>この施設では、そこで活動する地域団体への支援の一環として有料コピーを行っているが、団体活動が小規模であるため、コピー枚数は極めて少なく収入よりもコストが上回っている状態である。</p> <p>したがって、コピー支援については、コミュニティの推進を総括する担当課に基本的な考え方を確認した上で、職員による現金取扱いのリスク、徴収コストなどを総合的に勘案し、地域特性に応じた合理的な取扱いを検討されたい。</p> <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されてきました。</p>